

庄原市自治振興区振興交付金交付要綱

平成17年3月31日告示第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、活力ある地域づくりを自主的、総合的に推進する自治振興区及び自治振興区の連合体(以下「連合体」という。)に予算の範囲内において交付金を交付し、自治振興区の運営を支援するとともに、住民自治システムの確立を推進するため、当該交付金の交付に関し庄原市補助金交付規則(平成17年庄原市規則第46号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(自治振興区等)

第2条 この要綱において自治振興区とは、次の各号のいずれにも該当する住民自治組織であって、市長が認めたものをいい、連合体とは複数の自治振興区によって構成される連合組織をいう。

- (1) 自主的な地域の課題解決と地域づくり活動等を行うもの
- (2) 区域、運営組織及び会費の徴収を定めた規約を有しているもの
- (3) 毎年度、事業計画書及び予算を作成し、決算の認定を行うもの

(交付対象)

第3条 交付金の対象は、自治振興区の運営、維持及び管理等(政治活動又は宗教活動を除く。)に充てられる経費とする。

2 自治振興センターの指定管理業務を受託した自治振興区に対し、区長及び副区長(同等の役職を含む。)の報酬並びに統括職員及び事務職員の人件費に係る経費を特別振興交付金(以下「特別交付金」という。)として交付する。

3 おおむね旧村単位以上を区域として新たに設立した自治振興区(以下「再編振興区」という。)又は自治振興センターの指定管理業務を受託した自治振興区が地域振興計画を策定する場合は、策定にかかる経費を地域振興交付金(以下「地域交付金」という。)として交付する。

4 前項の交付金は、再編振興区が設立する以前に、関係する連合体が、設立後の地域振興計画を策定する場合又は自治振興センターの指定管理業務を受託しようとする自治振興区が、受託以前に新たな地域振興計画を策定する場合も交付の対象とする。

(交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする自治振興区(以下「申請団体」という。)は、交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 予算書

2 前項第1号及び第2号の書類は、その内容に変更がない場合にあっては、次年度以降の添付を省略することができる。

3 特別交付金の交付を受けようとする申請団体は、前項各号の書類に加え次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 雇用の確認ができる書類

(2) 就業規則

4 地域交付金の交付を受けようとする申請団体は、交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 予算書

(2) その他市長が必要とする書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書（様式第3号）により申請団体に通知するものとする。

(交付額等)

第6条 各地区へ交付する交付金（特別交付金を含む。）は、予算の定める範囲で交付し、その算定基礎は別表等に定める。

2 申請団体ごとの交付金の額は、庄原地区にあっては自治振興課長が、他の地区にあっては所管支所の支所長が別に定める。

3 地域交付金の額は800千円を限度とし、1自治振興区につき1回に限り交付するものとする。その場合、第3条第4項前段による交付は、再編振興区が交付を受けたものとみなす。

(交付の方法)

第7条 交付金は、一括交付を原則とする。

(随時検査等)

第8条 市長は、交付金の交付を受けた申請団体（以下「交付団体」という。）に対し、随時、帳簿及び書類の提出を求め、又は指定する職員に必要な検査及び指示をさせることができる。

(報告書の提出)

第9条 交付団体は、翌年度の4月30日までに、実績報告書（様式第4号又は第5号）を市長に提出しなければならない。

(交付金の返還等)

第10条 市長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 交付金をその目的以外に使用したとき。

(2) 第8条に規定する随時検査を拒んだとき。

(3) 前条に規定する報告をしないとき。

(4) その他市長が特にその必要を認めるとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年3月31日から施行する。

## 別表（第6条関係）

## 1 自治振興区振興交付金交付金算定基礎

	庄原地区	西城地区	東城地区	口和地区	高野地区	比和地区	総領地区
均等割額	当該年度の予算総額に4/10を乗じて、7地区で除した額						
補正率	1.00	1.45	1.15	1.45	1.45	1.60	1.60
補正人口	各地区の人口に補正率を乗じた人口						
人口割額	当該年度の予算総額から均等割額合計額を控除した額を補正人口合計で除し、各地区の補正人口を乗じた額						
各地区交付金額	均等割額に各地区の人口割額を加えた額（1,000円未満の額は切り捨て）						

## 2 自治振興区特別振興交付金算定基礎

区分	対象経費	金額
報酬	区長	世帯数1,800世帯以上 年額600,000円以内 世帯数1,000世帯以上1,800世帯未満 年額480,000円以内 世帯数400世帯以上1,000世帯未満 年額360,000円以内 世帯数400世帯未満 年額240,000円以内
	副区長	世帯数1,800世帯以上 年額480,000円以内 世帯数1,000世帯以上1,800世帯未満 年額384,000円以内 世帯数400世帯以上1,000世帯未満 年額288,000円以内 世帯数400世帯未満 年額192,000円以内
賃金	統括職員	月額170,000円の12月分及び月額を20で除し、10を乗じて得た額
	事務職員（1人当たり）	日額7,300円の245日分及び日額に10を乗じて得た額
労働保険	雇用保険	国の定める算定基礎に準じて、市長が定めた額
	労災保険	
社会保険	健康保険	国の定める算定基礎に準じて、市長が定めた額
	厚生年金保険	
	児童手当拠出金	

## 備考

交付金の算定基礎となる「各地区の人口」は、前年10月1日における住民基本台帳登録人口とし、「世帯数」は、前年10月1日における住民基本台帳登録世帯数とする。